

ERIソリューション 構造計算書検証

■ 調査内容

構造計算書及び構造図が建築基準法第20条の規定に適合する内容かどうかを検証する業務

【適合の検証は設計当時の建築基準法により、通常は確認申請の受付日時点の法による】

- ・構造計算書と構造図との整合性の確認（主要断面等を抽出）及び、意匠図と構造図の整合性
- ・構造計算プログラムの適用範囲、モデル化の方法と構造図との整合性の確認
- ・荷重、外力、応力解析、断面算定等の確認
- ・層間変形角・剛性率・偏心率、設計ルート、保有水平耐力等の確認



■ 留意事項

- ・提示資料として確認申請時の構造関係図書一式（構造図・構造計算書・地盤調査報告書等）が必要です。
- ・原則として提示資料に関して、依頼者から構造設計担当事務所への質疑応答が可能な場合に限りです。
- ・提示資料の内容に不備や質疑応答がない場合は引受後約**2週間以内**で報告書を提示いたします。
- ・調査対象建物が構造図通り施工されているかの現地調査や、プログラムソフトによる再計算は含みません。

■ 調査概要（標準）

- ・通常の調査フローでは、「Phase1 ⇒ Phase2 ⇒ Phase3」の段階的な調査となります。
 - * 前レベルの調査を飛び越しての調査もできます。（Ex：Phase1を割愛してPhase2からの調査も可）
- ・Phase2で標準の調査【詳細-1】を行わず、主に**Phase1での追加検討書確認**を対象とした調査もできます。
- ・エンジニアリングレポートの追加項目としての構造計算検証では、御指示無き限り「Phase1調査」となります。

	Phase1 調査【簡易】	Phase2 調査【詳細-1】	Phase3 調査【詳細-2】
調査概要	構造図書の 簡易調査 ・構造計算チェックリストによる検証 ・主として電算結果の簡易検証	詳細調査（一部、抜粋調査） ・確認申請審査に 準ずる 調査 ・計算書全般の検証（一部抜粋）	詳細調査 ・確認申請審査と 同等レベル ・計算書全般の検証
電算検証内容	一貫性、偽装有無等の簡易チェック ・外力の計算要領、結果の検証 ・代表応力図の妥当性 ・二次設計（設計ルート）の妥当性	詳細検証（一部、抜粋検証） ・電算入力条件、出力結果 ・関連告示への対応状況 ・追加提示された電算再計算結果の検証を除く	詳細検証 ・Phase2と同項目について詳細検証 ・追加提示された電算再計算結果の検証を含む
構造図と計算書の整合性	代表的な部材との照合-1 *1	代表的な部材との照合-2 *1	全部材の照合
設計者と質疑応答	原則的には行わない	検証内容により適宜実施	検証内容により適宜実施
電算の再計算*2	行わない	行わない	行わない

*1. 代表的な部材 Phase1：柱(1階)、梁(2階)、耐震壁又はブレース(1階)の**各1箇所程度**。

Phase2：柱、梁、耐震壁又はブレースの全部材の30～50%程度。杭・小梁・スラブの代表部材。

*2. 「再計算」とは、弊社(ERIソリューション)による電算プログラムを使用しての再計算を意味する

*3. 「構造別棟」「大規模な計画変更」「特殊計算（限界耐力、エネルギー法、告示免震等）を用いたもの」「作業難易度の程度」等に応じた割増（0～40%）を考慮する場合があります。